○政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… ○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出… ○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………

事

局) ::

同同務

同

: : :

四 \equiv

○政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表………

示

第四千三百九十号

平成二十九年十二月二十日

〇右 ○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定………… ○介護保険法による居宅サービス事業者の指定………… ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 ○生活保護法による指定医療機関の再開の届出…………… 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に 選挙管理委員会 公 告 目 同..... 告 示 次 県上 県中 保高 政健 民地 民南地 康 策福 験 険福 理 同 同 局域 局域 課) :: 二 課祉 課祉 : = : : : : _ :

青森県告示第八百七十六号

定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、

より告示する。

平成二十九年十二月二十日

神整形外科	名
	称
弘前市大字大町	所
大町三丁目六の四	在
	地
平成完十0・1	再開年月日

青森県知事

三

村

申

吾

青森県告示第八百七十七号

旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告 生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した 例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による 者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶

平成二十九年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称
175
所
在
地
再開年月日

青森県告示第八百七十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、 次

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

平成二十九年十二月二十日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

ルボ トール ハ ー れ ハ 1 社	氏名 称 又 は	指定居宅サ
田四四の六の六の東	所在地又は住所主たる事務所の	ヮービス事業者
訪問介護	0	ご居 ス 宅 サ ー
津昭介護南	名称	事居宅サービ
野ビルルニ ニ四の一第二平 階二平野	所 在 地	業業を行う
完平 · · · · ·	年月日	指定

青森県告示第八百七十九号

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、 次

平成二十九年十二月二十日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

る。

ルボ トール ハ ー 社 社	氏名 称 又 名	事定介護!
田四四の六の六郎東	所在地又は住所主たる事務所の	業 者
訪問 所護 予防	の計画類と	け介護 で で で で で に で に に に に に に に に に に に に に
津軽介護南	名称	行護予防
野二川 ルの一本 階第 1	所在	事 業
二平平野	地	所を
元成三六	年月日	指定

青森県告示第八百八十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 測

> 量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第 三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十日

青森県知事

三

村

申

吾

測量計画機関

青森市

 \equiv 測量の種類

公共測量(基準点測量)

三 測量の期間

平成二十九年十一月十五日から平成三十年三月二十日まで

測量の地域

四

青森市内一円

公

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

平成二十九年十二月二十日

青森県知事

三

村

申

吾

岩﨑建築工務所

 \equiv 氏名 岩﨑秀柾

商号又は名称

 \equiv 主たる営業所の所在地 弘前市大字下湯口字扇田一四三

許可番号 青森県知事許可(般—二四) 第二〇〇五五五五号

四

六 五 取消年月日 平成二十九年十二月六日

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

建設業者の許可の取消し

平成二十九年十二月二十日

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称 株式会社SAE

代表者の氏名 中村克己

主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西金崎五九の一

四 許可番号 青森県知事許可(般―二五)第五〇〇五二四号

取消年月日 平成二十九年十一月三十日

取消しに係る建設業の許可

んせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、 しゆ

七 取消しの原因となった事実

る。 により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十九年十一月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出

挙 管 理 委 員

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により政治

のとおり告示する。

七

取消しの原因となった事実

る

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

平成二十九年十二月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

平成二十九年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎

光

顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

寅谷工	の上希会を望れ	る階会上	名政 治
正後援会	つくる 町 るれる	を明るくす	団体
A	民階	す	称の
大下	磯 島	寅谷	氏代
末太	富盛	正	表
郎	.1111.		名者
福山	福 山	福 山	氏会 計
律子	律 子	律子	責 任 名者
道仏字横沢九の四三戸郡階上町大字	道仏字横沢九の四三戸郡階上町大字	道仏字横沢九の四三戸郡階上町大字	在地主たる事務所の所
二九・二一・	二 一 一	売平 ∴成	年届 月
· 六	· 六	· 六	日出

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次

平成二十九年十二月二十日

より告示する。

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

(三上 武史) 社会民主党青森県	(代表者氏名)
会計責任者	異動事項
渡辺邦弘	新
小野寺 文郎	旧
完平 二 : : :	年異 月 日動

政党以外の政治団体

	(甲田 保光) 古林輝信後援会		(代表者氏名)
	会計責任者	代 表 者	異動事項
	古林 記美子	甲田保光	新
-	田中昭治	三上山 秀男	IΒ
-	元平 - 二成 - ・ へ		年異 月 日動

青森県選挙管理委員会告示第八十九号

次の政治団体から解散の届出があったので、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 同条第三項の規定により告示する。 第十七条第一 項の規定により、

平成二十九年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

政党以外の政治団体

酢谷 利後援会 八谷 宏 平成 元・10・三 政 治 団 体 の 名 称 代表者氏名 解散年月日		
一利後援会 八谷 宏 政治団体の名称 代表者氏名	酢谷	
団 体 の 名 称 代表者氏名	一利	政
団 体 の 名 称 代表者氏名	仮援 会	治
の 名 称 代表者氏名	-	団
名 称 代表者氏名		体
八谷 宏		Ø
八谷宏		名
宏名氏名		称
宏名氏名		
宏名氏名	八谷	代主
		衣者 氏
平成三十0:三		名
元:10:三	平成	解散
=	元一〇・	年月日
	∄	Н

青森県選挙管理委員会告示第九十号

を次のとおり告示する。 金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資

平成二十九年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長

の氏名 名 (代表者) を した

公職の種類

名管理団体の

柿

崎

光

顯

所主 たる事を 務 所 地の 年指

月 日定

正

階上 前長

る会 階上を明るくす

道仏字横沢九の四三戸郡階上町大字 完平 二成 一

県号 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口 毎週月・水・金曜日発行 一枚ニ付十五円四十四銭

青森市長島一丁目一 (発行所・発行人) 番